



仮設迂回道路の使用を開始します

令和元年9月末をもって、4号館・5号館の除却工事が終了し、これから新庁舎棟の建設工事が始まります。

そのため、これまで通行していた通路が工事エリアに含まれることになり、令和元年10月3日からは、仮設迂回道路を通行していただくことになるなど、来庁における動線が変更になります。

令和3年3月31日までの間、来庁の際には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



歩行者	歩道をご利用ください
車	仮設迂回道路から、第2駐車場へ
自転車	駐輪場は敷地内に3箇所
バイク	バイク置き場は敷地内に2箇所
タクシー待機場所	2号館と3号館の間に配置

※広報いずみ令和元年9月号にも、来庁者動線変更の記事を掲載しております。